

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十第三号ワ、第四号リ及び第五号リの規定に基づき、平成十九年総務省告示第四十八号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

〔一 略〕

無線設備は、キャリアアセンスを行った後、送信を開始するものであること。ただし、キャリアアセンス後八ミリ秒以内に、当該キャリアアセンスを行った無線設備を使用する無線局又はこれを通信の相手方とする無線局が送信を開始する場合は、キャリアアセンスを行うことを省略することができる。

三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次の各号のいずれかに適合すること。

1 次に掲げる旨を筐体の見やすい箇所に表示すること。ただし、当該表示を付すことが困難又は不合理である場合にあつては、筐体に代えて取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に表示することができる。

(一) 親局（小電力データ通信システムの無線局であつて、証明規則別表第二号第三注12(6)に規定する親局をいう。以下同じ。）
当該無線設備の送信は、屋内においてのみ可能である旨

(二) 子局（小電力データ通信システムの無線局であつて、証明規則別表第二号第三注12(6)に規定する子局をいう。以下同じ。）及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局
当該無線設備の送信は、五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨

2 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により親局にあつては前号(一)に掲げる旨を、子局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の場合にあつては前号(二)に掲げる旨を当該無線設備に記録し、特定の操作によつて当該無線設備の映像面に表示することができるものであること。この場合において、当該特定の操作について、書類等により明らかにするものとする。

四 五、二五〇MHz以上五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。

1 親局の無線設備は、次のとおりであること。

〔一・(一) 略〕

(二) 略〕

〔(三) 略〕

(2) 五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備は、別表第二号から別表第四号までによること。

〔(四)・(五) 略〕

(六) 無線設備は、運用中チャネル監視によりレレーダーが送信する電波を検出した場合には

〔一 同上〕

無線設備は、キャリアアセンスを行った後、送信を開始するものであること。ただし、他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送信を行った無線設備がキャリアアセンス後四ミリ秒以内に送信を再開する場合は、キャリアアセンスを行うことを省略することができる。

三 「同上」

1 筐体（ボックス）の見やすい箇所に、当該無線設備の送信は五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

2 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により当該無線設備の送信は五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨を当該無線設備に記録し、特定の操作によつて当該無線設備の映像面に表示することができるものであること。この場合において、当該特定の操作について、書類等により明らかにするものとする。

四 五、二五〇MHz以上五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。

1 親局（証明規則別表第一号第三注12(6)に規定する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次のとおりであること。

〔一・(一) 同上〕

(二) 同上〕

〔(三) 同上〕

(2) 五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備は、別表第二号から別表第四号までによること。

〔(四)・(五) 同上〕

(六) 無線設備は、運用中チャネル監視によりレレーダーが送信する電波を検出した場合には

、無線設備及びそれに従属する子局の無線設備が送信する当該電波が検出された周波数の電波の送信を一〇秒以内に停止しなければならない。この場合において、全ての無線設備の送信時間の合計は、二六〇ミリ秒以下とする。

〔2 略〕

別表第一号 五、二五〇MHz以上五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するレーダーのうち変調方式がパルス変調のものが送信する電波及び当該電波の検出確率

種別	レーダーが送信する電波		連続するパルスの数の最小値	検出確率
	パルス幅(マイクログ秒)	繰り返し周波数(Hz)		
一	〇・五	五	一〇	六〇パーセント以上
二	〇・五	一五	一五	六〇パーセント以上
三	〇・五	五	繰り返し周波数に〇・二六を乗じて得た値(一未満の端数があるときは、これを切り上げた値)若しくは二二のいずれか大きい値又は三〇のいずれか小さい値	六〇パーセント以上
四	〇・五	一五	繰り返し周波数に〇・二六を乗じて得た値(一未満の端数があるときは、これを切り上げた値)若しくは二二のいずれか大きい値又は三〇のいずれか小さい値	六〇パーセント以上
五	〇・五	一一・四	三〇	六〇パーセント以上
六	〇・五	九・八	二五	六〇パーセント以上
七	〇・五	一・五	二四	六〇パーセント以上

、無線設備及びそれに従属する子局(証明規則別表第二号第三注12(6)に規定する無線局をいう。以下同じ。)の無線設備が送信する当該電波が検出された周波数の電波の送信を一〇秒以内に停止しなければならない。この場合において、全ての無線設備の送信時間の合計は、二六〇ミリ秒以下とする。

〔2 同上〕

別表第一号 変調方式がパルス変調のうち無変調パルス列のレーダーが送信する電波及び当該電波の検出確率

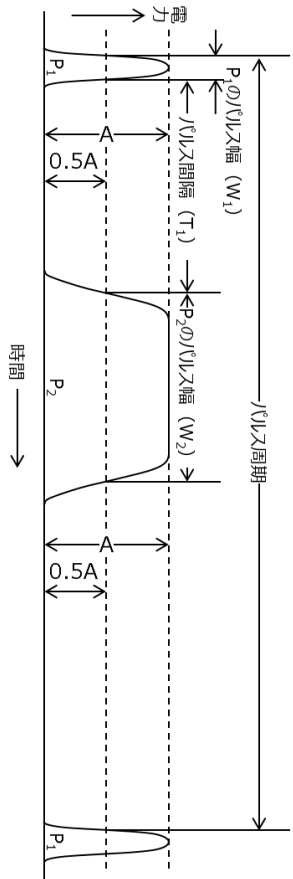
種別	レーダーが送信する電波		検出確率
	パルス幅(マイクログ秒)	繰り返し周波数(Hz)	
一	一	一八	六〇パーセント以上
二	二・五	一八	六〇パーセント以上

注 検出確率は、親局の無線設備(接続方式がキャリアセンス多元接続方式のものに限る。)から子局の無線設備に対して、誤り訂正及び制御信号を含めない信号伝送速度で、親局の無線設備の最大信号伝送速度の五〇パーセントの伝送を行う場合のものをいう。

八	〇・五	一・五	七三八	七四二	二〇	六〇パーセント以上	ント以上
---	-----	-----	-----	-----	----	-----------	------

注1 検出確率は、親局の無線設備(接続方式がキャリアセンス多元接続方式のものに限る。)
から子局の無線設備に対して、任意の一〇〇ミリ秒間における合計の送信時間が三〇
ミリ秒以上の伝送を行う場合のものをいう。

注2 この表において「パルス幅」とは次の図における P_1 のパルス幅 W_1 とし、「繰り返し周
波数」とは、次の図におけるパルス周期の逆数とする。また、パルス幅及び周波数は、最
小値及び最大値の間の任意の1の値とする。



注3 この図において「A」は P_1 及び P_2 の最大電力を示し、パルス期間中に線形周波数変調を
行うための周波数の偏移幅(以下「チャープ幅」という。)、 P_1 のパルス間隔 T 、 P_2 の
パルス幅 W_2 及び P_1 のパルス幅 W_1 と P_2 のパルス幅 W_2 の差並びに P_1 のパルス幅 W_1 に繰り返
し周波数を乗じて得た値(以下「デューティ比」という。)は、次のとおりであること。
なお、各パルス間隔及び各パルス幅は、電力 $〇・五A$ を基点とする各パルスの立ち上がり
時間と各パルスの立ち下がり時間とする。

(1) 種別三及び四の場合

チャープ幅	±〇・五MHzから±一・〇MHzの範囲
P_1 のパルス間隔 T	七〇マイクロ秒以上
P_2 のパルス幅 W_2	二〇マイクロ秒以上二一〇マイク ロ秒以下
P_1 のパルス幅と P_2 のパルス幅の差として次に掲 げる式による値	一五マイクロ秒以上
$W_2 - W_1$	
デューティ比	一〇パーセント未満

(2) 種別五から八までの場合

チャープ幅	±〇・五MHzから±一・〇MHzの範囲
P_1 のパルス間隔 T	五〇マイクロ秒以上

別表第二号 五、四七〇㎐を超え五、七三〇㎐以下の周波数の電波を使用するレーダーであつて変調方式がパルス変調のうち無変調パルス列のものが送信する電波及び当該電波の検出確率

〔表略〕

〔注略〕

別表第三号 五、四七〇㎐を超え五、七三〇㎐以下の周波数の電波を使用するレーダーであつて変調方式がパルス変調のうち変調パルス列（パルスの期間中に搬送波を線形周波数変調するものに限る。）のものが送信する電波及び当該電波の検出確率

〔表略〕

〔注 1・2 略〕

注 3 チャープ幅は、五㎐以上二〇㎐以下の周波数幅のうち五㎐又は五㎐に一㎐の整数倍を加えた周波数幅とする。この場合において、チャープ幅は、バーストごとに任意とし、同一バースト内のチャープ幅は等しいものとする。

〔注 4～6 略〕

別表第四号 五、四七〇㎐を超え五、七三〇㎐以下の周波数の電波を使用するレーダーであつて変調方式がパルス変調のうち周波数ホッピング方式のものが送信する電波及び当該電波の検出確率

〔表略〕

〔注略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第二号 変調方式がパルス変調のうち無変調パルス列のレーダーが送信する電波及び当該電波の検出確率

〔表同上〕

〔注同上〕

別表第三号 変調方式がパルス変調のうち変調パルス列（パルスの期間中に搬送波を線形周波数変調するものに限る。）のレーダーが送信する電波及び当該電波の検出確率

〔表同上〕

〔注 1・2 同上〕

注 3 パルス期間中に線形周波数変調を行うための周波数の偏移幅（以下「チャープ幅」という。）は、五㎐以上二〇㎐以下の周波数幅のうち五㎐又は五㎐に一㎐の整数倍を加えた周波数幅とする。この場合において、チャープ幅は、バーストごとに任意とし、同一バースト内のチャープ幅は等しいものとする。

〔注 4～6 同上〕

別表第四号 変調方式がパルス変調のうち周波数ホッピング方式のレーダーが送信する電波及び当該電波の検出確率

〔表同上〕

〔注同上〕

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの告示による改正前の第三項の規定により五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨が表示された又は表示することができない親局（小電力データ通信システムの無線局であつて、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第二号第三注12(5)に規定する無線局をいう。）の適合表示無線設備については、改正後の同項の規定により屋内においてのみ可能である旨が表示された又は表示することができないものとみなす。

3 電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証の審査は、この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、この告示による改正後の別表第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。